

| 改定 | 現行 | 摘 要 |
|---|--|-----|
| <p data-bbox="507 562 1056 625">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1047 989 1344 1304">平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定</p> <p data-bbox="575 1814 979 1866">山梨県県土整備部</p> | <p data-bbox="1733 562 2282 625">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2273 989 2570 1262">平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定</p> <p data-bbox="1801 1776 2205 1829">山梨県県土整備部</p> | |

| 改定 | 現行 | 摘 要 |
|--|--|-----|
| 第134条 臨機の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 | 第134条 臨機の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 | |
| 第135条 履行報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 | 第135条 履行報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 | |
| 第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更・・・・・・・・ 14 | 第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更・・・・・・・・ 14 | |
| 第137条 行政情報流出防止対策の強化・・・・・・・・ 14 | 第137条 行政情報流出防止対策の強化・・・・・・・・ 14 | |
| 第138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置・・・・・・・・ 15 | 第138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置・・・・・・・・ 15 | |
| 第139条 保険加入の義務・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 | 第139条 保険加入の義務・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 | |
| 第140条 新技術の活用について・・・・・・・・・・・・ 16 | | |

| 改定 | 現行 | 摘 要 |
|---|--|-----|
| <p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。</p> <p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>第113条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用する主な機器 (10) その他 <p>（2）実施方針又は（10）その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> | <p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。</p> <p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>第113条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用する主な機器 (10) その他 <p>（2）実施方針又は（10）その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> | |

| 改定 | 現行 | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p data-bbox="213 241 587 273">第140条 新技術の活用について</p> <p data-bbox="213 283 1311 367">受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。</p> <p data-bbox="213 378 1311 451">受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p data-bbox="213 462 1311 630">受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="213 640 1311 808">1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p data-bbox="213 819 1311 1029">2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> | <p data-bbox="1973 262 2041 294">(新設)</p> | |